

北海道告示第 10343 号

昭和 49 年北海道告示第 3906 号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、令和 6 年 2 月 29 日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

令和 6 年 3 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のえりも区域（えりも漁業協同組合の地区）の項を次のように改める。

- | | | |
|--|---|--|
| えりも区域(えりも漁業協同組合の地区のうち、えりも町字近浦、字笛舞、字大和、字本町、字新浜、字歌別、字東洋及び字えりも岬の地域) | 1 | 総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業 |
| | 2 | 総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業（1 に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び総トン数 4 トン以上の漁船による小型漁船漁業 |
| | 3 | 総トン数 4 トン未満の漁船による小型漁船漁業であって、えりも区域のうち、えりも町字近浦及び字笛舞の地域の者が営む漁業 |
| | 4 | 総トン数 4 トン未満の漁船による小型漁船漁業であって、えりも区域のうち、えりも町字大和、字本町及び字新浜の地域の者が営む漁業 |
| | 5 | 総トン数 4 トン未満の漁船による小型漁船漁業であって、えりも区域のうち、えりも町字歌別の地域の者が営む漁業 |
| | 6 | 総トン数 4 トン未満の漁船による小型漁船漁業であって、えりも区域のうち、えりも町字東洋の地域の者が営む漁業 |
| | 7 | 総トン数 4 トン未満の漁船による小型漁船漁業であって、えりも区域のうち、えりも町字えりも岬の地域の者が営む漁業 |
| | 8 | 春さけ定置漁業 |
| | 9 | 秋さけ定置漁業 |